



はじめに

これまで不登校やいじめ、発達障害、放射能などの文章を書いてきました。

それまで書いてきた中で私はいつの間にかその社会問題の定義にこだわるようになりました。

その定義は誰の為に成されているのか。問題をそう定義することによって誰に責任が重くなるのか。そういったことが定義によって変わることに気づいたのです。

そこで今回は社会問題の定義に絞って書くことにしました。

一章は私が定義の秘密に気がついた不登校についてです。不登校については実際にその定義が変わり始めています。

二章はこの定義の文章を書こうと思ったきっかけであるひきこもりについて。藤田孝典さんと斎藤環さんが同じ時期に『中高年ひきこもり』という本をそれぞれ出しているのですが、全く同じタイトルのこの二冊の違いは何なのかという点もひきこもりの定義から考えていきます。

三章はいじめです。おそらくこのいじめの定義変更が最もダイナミックな定義変更になっているはずです。

不登校については『不登校を考える なぜ九十年代に不登校が急増したのか』

いじめについては『いじめを再定義する 一なぜ学校はいじめを認めないのか一』に問題の本質や対策について詳しく書いてますので、興味のある方はぜひそちらもお読みください。

不登校の定義

不登校は毎年発表される文科省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という調査によって人数が発表されるのですが、その定義は以下のように決められているようです。

「病気や経済的な理由でなく年間30日以上学校を休むこと」

病気ということになっていますが、心因かもしれない腹痛が続く生徒なんていうのも病気扱いにはならないようです。過敏性腸症候群の診断が出れば病気欠席になりそうですが、そういう話も聞きません。最近では起立性調節障害も話題になりますが、この診断が出て不登校ではなく病気欠席になったということも聞きません。精神的な疾患でも病気カウントにならないようです。

いや、そもそも病気による長欠と不登校で何が変わるのかという点も不明です。この点はとても重要で、後でまたふれます。

年間30日以上欠席というのは91年頃に決まったもので、それまでは50日でした。50日や30日という欠席日数にどんな意味があるのか、なぜ、50日から30日に変更されたのか、文科省の調査の中ではふれられていません。

不登校の定義は誰のため？

「年間30日の病気など以外の欠席」で不登校という定義はどんな意味があるのでしょうか？
質問を変えます。不登校で何が困るのでしょうか？ 例えば、29日休んだ生徒と30日で何が違うのでしょうか？

実は不登校になっても（年間30日休んでも）本人や親はほとんど困ることはありません。30日休んだら、高校受験の際に不登校であることを伝えられて不利になるということはないのです。

学校を休んで当事者（生徒や保護者）にとって不利益になるのは欠席によって成績に影響を受けた時です。

（ここからは高校入試に成績が重要になる中学校の成績について話していきます）

成績のつけ方にはかなり学校や先生の違いもあるようですが、欠席が多いと成績に影響します。ある程度以上欠席し、定期テストなども受けないと成績は判定不能になり、通知表にバツがつきます。こうなると高校入試で受けられる高校がかなり狭まってしまいます。

もっとも、現在は不登校生徒の受け皿としてのサポート校など中学での成績を加味せず入学できる高校も増えているので、成績がつかないことが不利益というのも少しずつその意味が変わってきてはいます。

それともう一つ。実は、病気による欠席でも不登校でもその生徒が受ける不利益にそれほど差はありません。不登校とカウントされない病気だからといって、不登校と違って成績の救済措置があるという話も聞いたことはありません。

現在の不登校の定義は、当事者にとって不登校かどうか重要になっていないのです。

新しい不登校の定義

私が考える新しい不登校の定義は以下のようなものです。

「欠席の理由に関わらず、欠席によって成績がつかない児童生徒」

欠席の理由も何日欠席したかもあまり意味はありません。重要なのは欠席によって本人にどんな不利益があるかです。

欠席によって成績がつかなくなったら不登校。

この定義には大事な抜け道があります。それはどれだけ欠席しても成績がつけば不登校でなくなるということです。学校以外の別の場所や家庭で学習し、課題を出し、評価を受ける。そういった形で成績が出れば、それはもう不登校ではなくなります。高校入試においても選択肢の狭まりは今より少なくすむはずです。

この不登校のなくし方は私だけの意見ではありません。宿題なし、定期テストなしで話題の麴町中学校の工藤勇一校長も同じような不登校消滅案を唱えています。

定義が変わると何が変わるのか

不登校の定義を欠席日数から成績がつかないことに変えると何が起きるでしょうか？

まず、前に書いたように不登校の解決策が変わります。学校に戻るといのは解決の一つの選択肢となり、それ以外の場での勉強によって成績がつく形を模索していくことになります。

実はこれは将来の話でも何でもありません。ここ数年、文科省は不登校の改善について学校復帰に限定することなく、フリースクールやホームスクール等様々な形を考えるよう通告を出しています。文科省が全ての学校に対して無理に学校に戻すことにこだわらないようにと通知を出しているのです。私の案はそういった動きを不登校の定義にまで拡大したに過ぎません。

定義の変更にはもう一つ、大きな意味があります。不登校が学校に行かないということであるならば、問題の中心は学校に行かない子どもであり、努力する主体も学校に行けるようになるべきその生徒となります。これが、不登校を成績がつかないこととするとどうなるでしょうか？問題の中心は柔軟に学習の場を提供できない学校や国になり、努力する主体も教育の場を提供する教育機関や行政になるのです。

これがこの定義についての文章を書く理由です。定義が変わると責任の所在と頑張るべき人が変わるのです。

ひきこもりの最新の定義とは

次はひきこもりです。

まず、現在の最新のひきこもりの定義を見てみましょう。平成三十年に内閣府が調査してひきこもりが六十万人いると推測して大きなニュースになりましたが、この時の「広義のひきこもり」として分類された人は調査の中で以下のような回答をした人になります。

- ・現在の状況が6か月以上続いている。
- ・現在の状況のきっかけが身体的な病気、妊娠、介護ではない。
- ・専業主婦や家事手伝い、在宅の仕事をしていない
- ・家族以外と人と会話をしたかという質問に「よく会話をした」「ときどき会話をした」と答えていない

これらはまあ分からないではない条件なのですが、問題は次の「どれくらい外に出ているか？」です。この問いに対して以下のような選択肢を選んだ人を「広義のひきこもり」としています。

「自室からほとんど出ない」

「自室からは出るが、家からは出ない」

「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」

「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」

左に行くほど外に出られるのが上がっているのですが、この次の選択肢、つまり「広義のひきこもり」かそうでないかの境は次のようになります。

「人づきあいのためにときどき外出する」

内閣府による「広義のひきこもり」かひきこもりでないかの差は外に出られるかではないのです。人づきあいで外に出るか趣味で外に出るかで分けているのです。

さらに、驚くべきことも書いてあります。「広義のひきこもり」の中に就職活動をしている人もいるのです。この調査では就職活動が何を指すのかが不明で、ネットで求人を見ているだけの人も就職活動をしていると認識している可能性もありますが、「広義のひきこもり」の何割かが就職活動をしているというのは見過ごせません。

さらに、この調査では「広義のひきこもり」の3割が生計を立てているのは自分であると答えています。

内閣府の調査の「広義のひきこもり」とはいったいどんな人達なのか。それをひきこもりと呼んでいいのか。かなり気になる調査です。

外に出ても「ひきこもり」が追ってくる？

不登校の定義が途中で欠席50日から30日に変わったように、ひきこもりの定義も変わっています。なぜか、そう定義される人が増えるように大きめに変化しているところも不登校と一緒にです。

内閣府の調査が注目を浴びていますが、厚労省のひきこもりの定義は少し違います。

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」時々買い物などで外出することもあるという場合も「ひきこもり」に含める

一般的なひきこもりのイメージというところなところでしょうか。おそらく少し前は外に出られればひきこもりでないという解釈もあったでしょう。

ひきこもりの当事者の方々の話を聞いていて興味深いのは、このひきこもりの定義の部分です。「ひきこもりを脱した」と話す元ひきこもりの方が何を持ってひきこもりでないのかどうにも分からないのです。

下手をすれば外に出られるようになって、やっとひきこもりから脱したと思っている人が、内閣府の定義によってまたひきこもりにされてしまったなんてこともあるかもしれません。外に出てもひきこもりの定義が追ってきて、またひきこもりにされてしまうのです。

もちろん、こんな定義は渦中にある人にとって大した意味はありません。大事なのは、その渦中の人に意味がある定義です。

2冊の『中高年ひきこもり』

ひきこもりの定義を巡る問題を象徴する出来事があります。2019年から2020年にかけて『中高年ひきこもり』という全くタイトルが同じ新書が2冊続けて別々の著者によって出版されました。

この2冊、全く同じタイトルながら微妙に何について書いてあるかが違います。藤田孝則さんが内閣府の定義を元にひきこもりを考えているのに対し、長くひきこもりと関わってきた斎藤環さんはひきこもりを外出の有無ではなく家族以外の他者とのつながりの有無で考えています。なので、斎藤環が外の人とのつながりを取り戻すまでを主に考えてるのに対し、藤田の中高年ひきこもりでは就労を含めたもう少しまでが視野に入っています。

ですので、斎藤の本では支援の中心は家族になっています。それは当然。外に出て支援者に会えたらもうひきこもりではないからです。誰ともつながらない個人を家族はどうしていったらいいのかというのが斎藤の引きこもり支援の中心となります。

一方、藤田の本ではひきこもりの当事者に会いに行っています。この違いは非常に興味深いものです。

斎藤と藤田が対象としているひきこもりは重症度の違いがあるように見えます。なので、同じタイトルの書籍ながら微妙に違う内容になっているのです。

ただし、面白いのは内閣府より狭義の定義で考えているはずの斎藤がひきこもりは内閣府の定義よりもいるはずだと考えている点です。ぜひ国はしっかりとした調査をしてもらいたいところです。

私が考えるひきこもりの定義ともう一つの社会問題

私が考えるひきこもりの定義はこうです。

「家族以外の人的、社会的なつながりがない人。ただし、特定の身体、精神疾患によって外に出られない者は除く」

ひきこもりはこれだけで十分です。基本的に外に出られない人のみをひきこもりとして、それ以外の人と分けて考えるべきです。その人が外に出られないことによって不利益を得ているかどうかは最も大事なのです。

では、内閣府の「広義のひきこもり」の残りの人は何なのか。そこそ外に出られる彼ら（彼女ら）の大半は実は単に働く機会がないのです。

働く機会がないといっても日本は人余りなはずと考える方も多いかと思います。ここはもう少し説明が必要でしょう。これは仕事そのものの問題と、仕事と働く人とのミスマッチがあります。まず、仕事そのものの問題から。いくら仕事があると言っても、食べていけない給料の仕事では、それではその人は生きていけませんから仕事があるとは言えません。

もう一つは、これに近いですが、仕事とその人のミスマッチの問題です。例えば、何らかの事情で調子を崩し、全く動けないわけではないが、週に5日働くのがキツイ、いや、もっと少ない時間じゃないと働けないという人がいて、その人に合った仕事で食べていくというのはかなり難しくなります。こういった条件はいくらでもあって、例えば人と話すのが苦手な人でもやれる仕事とか、そういった融通が利いて食べていける仕事が昔に比べて減っているのです。

さらにいえばある年齢を越えると、仕事はかなり限定されます。食べていける仕事となるとさらにです。

「広義のひきこもり」とされている何割かの方が、外に出てるが食べていける仕事がないという状態ではないかと思われまます。この人達を外に出られないひきこもりと同じ枠で考えてもいいことはありません。ただ仕事があるというだけでなく、誰でも生きていける仕事があるかという雇用の問題の改善が急務であり、それはひきこもり支援とは別の話なのです。

いじめの定義を巡るゴタゴタ

最後はいじめです。これは今までの不登校やひきこもりのような定義の範囲を変えるというのとちよつと違い、定義の内容そのものを変えてしまうものになります。

まず、改めて文科省のいじめの定義を見てみましょう。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

それまでのいじめの定義は似たような文面ながら、昭和61年の定義では「学校としてその事実を確認してるもの」となっていました。これ平成6年に「（判断を）いじめられた児童生徒の立場にたって行うこと」となり、平成18年からは現在のような被害者側がいじめと感じたらいじめというように、少しずつ被害者側に立った定義に変えられています。

そんな定義の変遷もあってか、いじめの認知件数は平成24年頃から爆発的な増加を見せます。これにはいじめがない方がいいという評価よりも、いじめを認知しどれくらい対応したかで学校が評価されるような風潮があったと考えられます。

ところがです。こういったいじめの認知件数の増加があっても、いざ中高生の自殺があつていじめを疑われても、学校はいじめを認めないという案件はよく見られます。

なぜこんなことが起きるのか。それがよく分かるニュースが19年に福岡でありました。

福岡のある高校生がいじめにあったと母親を通して学校に訴えました。学校は調査していじめと認定しました。しかし、この高校生はいじめがきっかけで不登校になり学校に「いじめが理由で」とした退学届けを出しましたが、学校は「退学の理由にならない」と受け取りを拒否し、「トラブルのため」と退学届けを書き直すことになったのです。

[いじめ認定に「二重基準」福岡の女性、退学届拒まれ苦悩](#)

つまり、学校はトラブルで済むならいじめと認定するが、実際に退学などの何かが生じた際にはそれはいじめではないといじめの認定を覆したのです。普段のいじめの認定と事件が起きた際はいじめの認定との二種類があるともいえるでしょう。

文科省が制定した「被害者側がいじめられたと感じたらいじめ」といういじめの定義はいじめられた側に立っているように見えて、実は学校がいじめに取り組んでいるという学校側に立った定義と言えるのではないのでしょうか。

いじめの定義は知らない！

現在のいじめの定義には致命的な問題があります。それは何か事件が起きた時にそれがいじめかどうか重視されてしまうことです。いじめと認められれば問題、そうでなければ問題なしということがよく見られます。

そんなことを象徴する事件もあります。

平成29年に原発事故で横浜市に自主避難してきた生徒が同級生におよそ150万円を払わされていた行為をいじめと認定するよう求めたのですが、横浜市教育委員会はそれについて認定は難しい、つまりいじめではないという考えを示したのです。その理由については関わった子ども達が「おごってもらった」と答えていたからだとなりました。当然これは世間から非難轟々になります。

[「おごってもらった」と言えば小学生に150万円払わせてもいじめじゃないのか 猛烈批判に横浜市教委が迷走](#)

いじめかどうかの判断は必要でしょうか。暴力や物を壊されたり、誹謗中傷をされたら、いちいちそれがいじめかどうかなんて考えず、暴行、器物破損、名誉棄損などの犯罪として扱えばいいのではないのでしょうか。確かに、恐喝なのか自らお金を出したのかといったことで難しい判断もあるでしょう。でも、それは警察や司法が判断すればいいのです。いじめかどうかで教育が判断する必要はありません。

「いじめ」というものは知らない。不要な定義なのです。暴行、器物破損、名誉棄損、起きたことをそのまま判断すればいい。そこに「いじめ」という言葉を入れることが現在のいじめの問題を分かりにくい方向へといかせてしまっているのです。

代わりのいじめの定義

というわけで、いじめなんて言葉はそもそもいらぬというのが私の見解なのですが、いじめの問題を考える上で新しいいじめの概念も考えています。

それは以下のような定義です。

『暴力や恐喝など様々な加害行為があつた時に、その集団の持つ空気や暗黙の了解などによって、その加害行為が加害行為と見えなくなる現象』

ちょっと固いので、もう少しシンプルにこの定義を書き換えます。

『集団の影響でその集団内で悪いことが悪いと判断されなくなる状態』

現在のいじめの事件では学校側がいじめを認めなかったり、深刻になつても深刻なものとしていなかったりということがよく見られます。私はこのいじめの問題を改善するためにはいじめという言葉がなくして起きたことをそのまま評価するだけでなく、新たに従来のいじめが見えなくなる集団心理をいじめと定義すべきだと考えます。暴力などの事件が学校で起きた時に、それがいじめかどうかを評価するのではなく、その事件が集団の中で異常なことではないと見過ごされていたメカニズムをいじめとするのです。

いじめ定義の欺瞞

従来のいじめの定義の迷走を象徴するこんな事件がありました。

令和元年に川口市の教育委員会がいじめの対応を巡って損害賠償を起こされた時に、川口市教育委員会はそもそも文科省のいじめの定義がおかしいと主張しました。

[いじめ問題が相次ぐ川口市教委が、県教委の指導や裁判長の要求にも不誠実対応](#)

この対応も世間からはものすごく避難されましたが、福岡や横浜の対応を見た後だと決して間違ったことは言っていないように思います。この事件での川口市のいじめの対応は問題ですが、いじめの定義がダブルスタンダードになっているという認識については領けるのではないのでしょうか。

現在のいじめの定義は、教育機関が取り組んでいるというポーズを示す為に定義ができています。だから、いじめに関する大きな問題が起きるとそれはいじめじゃなかったと勝手に定義を変えてしまうのです。こういった責任逃れな姿勢こそいじめとして問われなければならないものでしょう。

なぜ定義を変えると社会問題が改善するのか

ここまで読んでくれた方は、定義を変えるとなぜ社会問題が改善するのか分かっていただけだと思います。

社会問題の定義は学校や政府などの行政によって決められます。ここで扱った不登校もひきこもりもいじめもいずれも定義の枠がじょじょに広がっています。

なぜこんなことが起きるのか。それは行政側の都合でしかありません。そういう社会問題がある。学校などの公的機関はそれに取り組んでいるという姿勢を見せる為です。言うならば社会問題を煽っているのです。ひょっとしたらその方が予算がつきやすいといった事情があるのかもしれない。

そういった行政側の都合による定義は決して当事者達の為になるとは限りません。いじめの定義を巡っては問題が生じた時だけ被害者が感じただけではいじめではなくなる定義のダブルスタンダードも見られます。

定義は問題に取り組む行政側の視点ではなく、当事者の視点に立って定義づけられることによって問題の本質と改善が見えてきます。

定義はその当事者の利益の為にこそあるべきなのです。